

令和6年9月亀山市議会定例会提出議案 条例制定・改廃の背景及び趣旨

	頁
議案第59号 亀山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供 に関する条例の一部改正について・・・・・・・・・・	1
議案第60号 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関 する条例の一部改正について・・・・・・・・・・	2
議案第61号 亀山市手数料条例の一部改正について・・・・・・・・	3
議案第62号 亀山市営住宅条例の一部改正について・・・・・・・・	4
議案第63号 亀山市公共下水道条例の一部改正について・・・・	5

件名	亀山市個人番号の利用及び特定個人情報に関する条例の一部を改正する条例	市民文化部 市民課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）による児童手当法（昭和46年法律第73号）の一部改正により、令和6年10月1日から特例給付が廃止されることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>福祉医療費の助成に関する事務において利用する特定個人情報のうち、特例給付に係る部分を削ります。 <別表第2関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、令和6年10月1日とします。</p>		

件名	亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	選挙管理委員会 事務局
----	-------------------------------------	----------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

公職選挙法（昭和25年法律第100号）の規定により選任される投票立会人（期日前投票所の投票立会人を含みます。以下同じ。）は、投票事務全般に立ち会う職責を有することから、投票所の開始時刻から閉鎖時刻までの長時間にわたる立会を求められますが、その途中で立会を交代することにより1人当たりの1日の立会時間を短縮することによって、その負担を軽減することができます。

このことから、選挙の投票立会人について、1日の途中で交代する場合の報酬の額を定めるため、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

投票所の投票立会人については「立会時間が7時間を超える者」と「立会時間が7時間以下の者」に、期日前投票所の投票立会人については「立会時間が6時間を超える者」と「立会時間が6時間以下の者」に区分し、それぞれの報酬の額を次のように定めます。 <別表関係>

(1) 投票所（午前7時から午後8時まで開設）の投票立会人

改正前	改正後	
日額 10,900円	立会時間が7時間を超える者	日額 10,900円
	立会時間が7時間以下の者	日額 5,450円

(2) 期日前投票所（午前8時30分から午後8時まで開設）の投票立会人

改正前	改正後	
日額 9,600円	立会時間が6時間を超える者	日額 9,600円
	立会時間が6時間以下の者	日額 4,800円

3 その他

施行日は、公布の日とし、公布の日以後に選挙期日（投票日）を公示され、又は告示される選挙について適用することとします。

件名	亀山市手数料条例の一部を改正する条例	建設部 建築住宅課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号。以下「法」といいます。）により、建築基準法（昭和25年法律第201号）の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>2 改正内容</p> <p>本条例で引用している建築基準法第18条第16項及び第19項が繰り下げられることに伴う規定の整理を行います。 <別表第3の1の表関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、法附則第1条第3号に掲げる建築基準法の改正規定の施行の日（法の公布日である令和6年6月19日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日）又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日とします。</p>		

件名	亀山市営住宅条例の一部を改正する条例	建設部 建築住宅課
----	--------------------	--------------

1 制定・改廃の背景と趣旨

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「法」といいます。）の一部が改正され、配偶者からの暴力の被害者の申立てにより裁判所が発する保護命令が、接近禁止命令及び退去等命令として整備されたことから、所要の改正を行うものです。

2 改正内容

市営住宅の入居資格者のうち、特に居住の安定を図る者に該当する配偶者からの暴力を受けた被害者について、保護命令制度が拡充され、次のように法が改正されたことに伴う規定の整備を行います。 <第6条関係>

<法改正前>

保護命令
第10条第1項
(1) 接近禁止命令
(2) 退去命令



<法改正後>

保護命令
第10条第1項 接近禁止命令
第10条の2 退去等命令

3 その他

施行日は、公布の日とします。

件名	亀山市公共下水道条例の一部を改正する条例	上下水道部 下水道課
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>下水道法施行令（昭和34年政令第147号。以下「政令」といいます。）が一部改正され、公共下水道等からの放流水に関する排水基準が見直されたことに伴い、所要の改正を行うものです。</p> <p>また、現在政府において行われている常駐・専任規制※の見直し等を踏まえ、所要の改正を行うものです。</p> <p>※「常駐」とは常に事業所又は現場に留まることをいい、「専任」とは職務の従事、事業所への所属等について兼任することなく専らその任に当たることをいいます。</p> <p>2 改正内容</p> <p>(1) 今般、大腸菌群数より正確な指標である大腸菌数を測定することが可能となったことから、政令で定める公共下水道等からの放流水に関する排水基準において「大腸菌群数」が「大腸菌数」に変更されたことに伴う規定の整理を行います。 <第18条関係></p> <p>(2) 排水設備指定工事店に配属する責任技術者については、営業所ごとに専属する者としていましたが、県内の営業所においては兼務ができるとしたうえで、営業所ごとに選任する者に改めます。 <第9条から第11条まで関係></p> <p>(3) その他規定の整理を行います。 <第3条及び第9条関係></p> <p>3 その他</p> <p>施行日は、公布の日とします。ただし、政令で定める公共下水道等からの放流水に関する排水基準の変更に伴う規定の整理は、令和7年4月1日から施行します。</p>		